

◎佐賀県条例第24号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害危険区域内における建築物の建築の制限)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 災害危険区域内においては、居室を有する建築物（住居の用に供するものを除く。）を建築する場合は、<u>主要構造部</u>を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、かつ、災害危険区域内における災害に対し安全な構造としなければならない。ただし、災害危険区域の状況等により当該建築物が被害を受けるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(長屋の構造)</p> <p>第7条 長屋で階数が3以上のものは、<u>主要構造部</u>を耐火構造とした建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物としなければならない。ただし、令第136条の2に定める技術的基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>(共同住宅等の出入口)</p> <p>第8条 共同住宅等の主要な出入口は、道に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する共同住宅等で周囲の状況等により安全上支障がないと認められるものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>主要構造部</u>が耐火構造であるもの又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するもの</p> <p>(2) 略</p>	<p>(災害危険区域内における建築物の建築の制限)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 災害危険区域内においては、居室を有する建築物（住居の用に供するものを除く。）を建築する場合は、<u>特定主要構造部</u>を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、かつ、災害危険区域内における災害に対し安全な構造としなければならない。ただし、災害危険区域の状況等により当該建築物が被害を受けるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(長屋の構造)</p> <p>第7条 長屋で階数が3以上のものは、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造とした建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物としなければならない。ただし、令第136条の2に定める技術的基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>(共同住宅等の出入口)</p> <p>第8条 共同住宅等の主要な出入口は、道に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する共同住宅等で周囲の状況等により安全上支障がないと認められるものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるもの又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するもの</p> <p>(2) 略</p>

改正前			改正後		
別表（第31条の2関係）			別表（第31条の2関係）		
納付義務者	手数料	額	納付義務者	手数料	額
1～6 略			1～6 略		
7 法第7条の3第1項の規定による建築物の特定工程に係る工事の検査を受けようとする者又は法第18条第19項の規定による建築物の特定工程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者	略	次に掲げる中間検査（法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による <u>建築主事</u> による検査をいう。）を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)～(9) 略	7 法第7条の3第1項の規定による建築物の特定工程に係る工事の検査を受けようとする者又は法第18条第19項の規定による建築物の特定工程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者	略	次に掲げる中間検査（法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による <u>検査実施者</u> による検査をいう。）を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)～(9) 略
8・9 略			8・9 略		
			9の2 法第42条第1項第5号の規定による <u>道路の位置の指定（指定の変更又は廃止を含む。）を受けようとする者</u>	<u>道路の位置の指定（指定の変更又は廃止を含む。）に係る申請手数料</u>	50,000円
9の2～42 略			9の3～42 略		
			43 令第137条の12	<u>既存建築物の敷地と道</u>	23,000円

改正前	改正後		
	<u>第6項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</u>	<u>路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	
	<u>44 令第137条の12第7項の規定による道路内における建築制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</u>	<u>既存建築物の道路内における建築制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>23,000円</u>
備考 略	備考 略		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第9号の2を第9号の3とし、同表第9号の次に1号を加える改正規定は、令和6年7月1日から施行する。